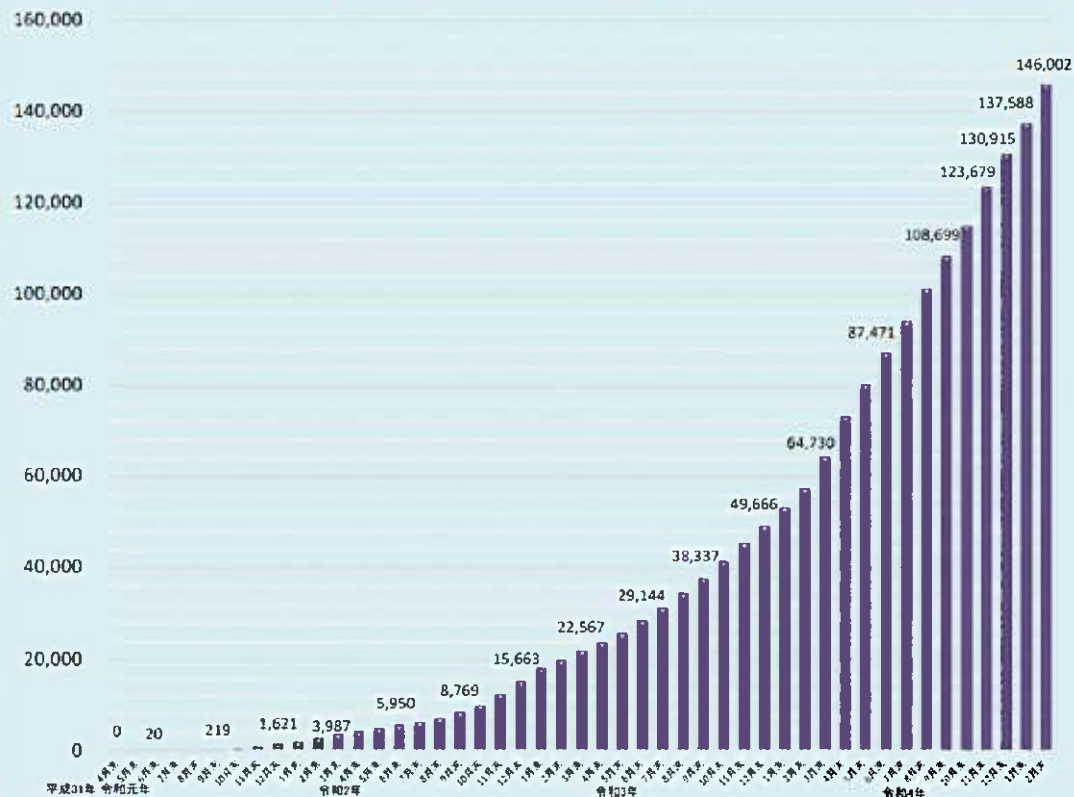


特定技能制度運用状況①



特定技能在留外国人数(令和5年2月末現在:速報値)

特定技能1号在留外国人数 146,002人



分野	人数
介護	18,228人
ビルクリーニング	2,147人
窯形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	30,953人
建設	14,554人
造船・船用工業	5,291人
自動車整備	2,006人
航空	187人
宿泊	227人
農業	17,743人
漁業	1,843人
飲食料品製造業	46,662人
外食業	6,161人

特定技能2号在留外国人数

分野	人数
建設	10人

特定技能制度運用状況②



特定技能在留外国人数(令和4年12月末現在:速報値)

特定技能在留外国人数 130,923人(注2)

都道府県別特定技能在留外国人数

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
在留数	5,309	684	786	1,341	193	483	982	7,426	2,466	4,030	7,363	7,258	6,182	6,271	997	1,339	1,520	768	1,062	2,824	3,404	4,184	11,555	3,437
構成比	4.1%	0.5%	0.6%	1.0%	0.1%	0.4%	0.8%	5.7%	1.9%	3.1%	5.6%	5.5%	4.7%	4.8%	0.8%	1.0%	1.2%	0.6%	0.8%	2.2%	2.6%	3.2%	8.8%	2.6%
都道府県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	未定*
在留数	1,740	2,590	7,811	5,052	750	443	357	403	2,470	5,121	1,128	604	2,225	2,119	635	5,134	891	1,278	2,896	1,102	857	2,032	1,178	243
構成比	1.3%	2.0%	6.0%	3.9%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	1.9%	3.9%	0.9%	0.5%	1.7%	1.6%	0.5%	3.9%	0.7%	1.0%	2.2%	0.8%	0.7%	1.6%	0.9%	0.2%

特定産業分野別特定技能在留外国人数

分野	介護	クリーニング	ビル	製造業 情報関連 電気・電子	素形材・ 産業機械	建設	船用工業 造船	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	製造業 飲食品	外食業
在留数	16,081	1,867		27,725		12,776	4,602	1,738	167	206	16,459	1,638	42,505	5,159
構成比	12.3%	1.4%		21.2%		9.8%	3.5%	1.3%	0.1%	0.2%	12.6%	1.3%	32.5%	3.9%

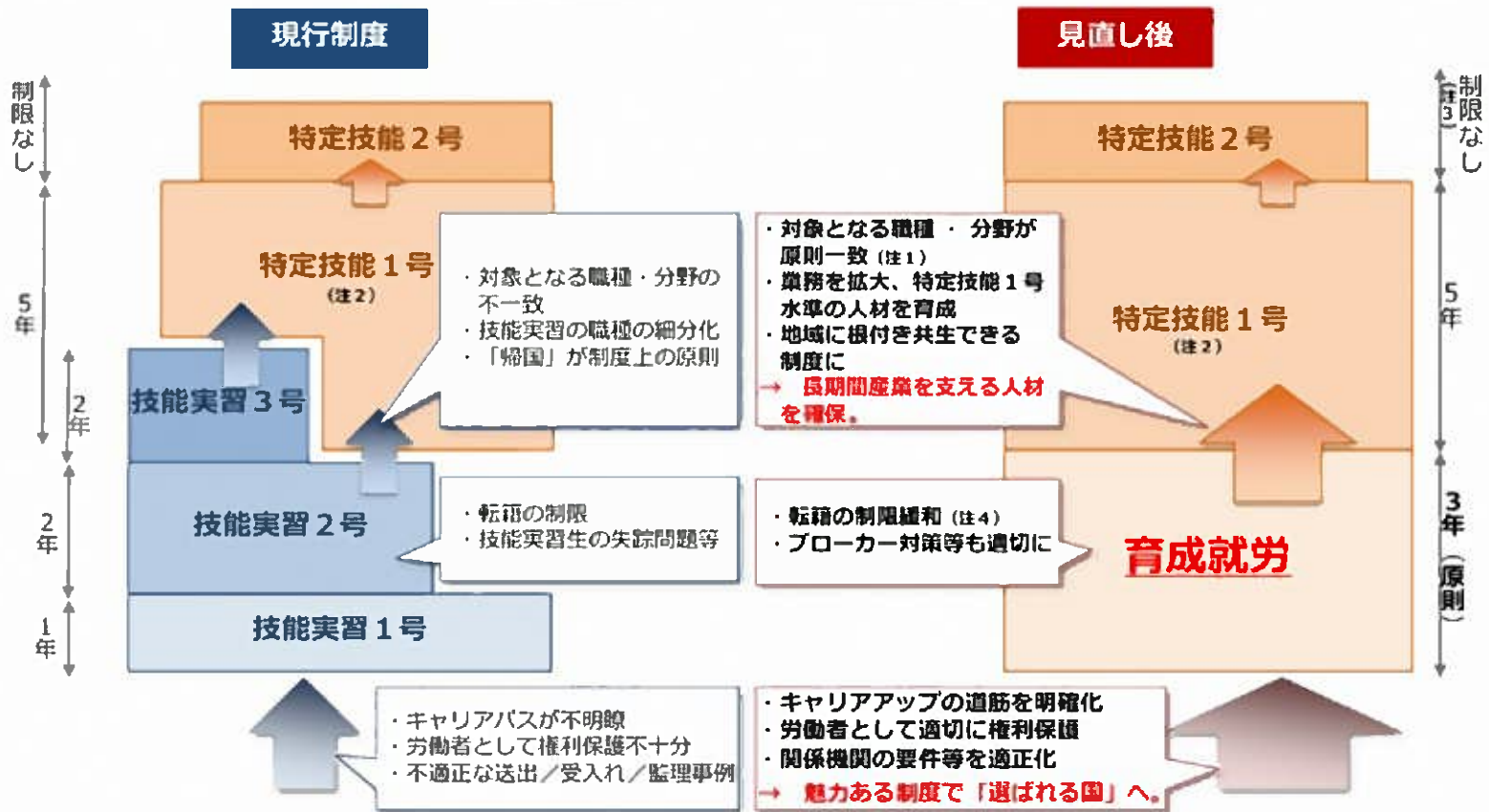
国籍・地域別特定技能在留外国人数

国籍・地域	ベトナム	ネパール	フィリピン	中国	ミャンマー	カンボジア	タイ	ネパール	その他
在留数	77,137	16,327	13,214	8,888	5,956	2,666	2,580	2,340	1,815
構成比	58.9%	12.5%	10.1%	6.8%	4.5%	2.0%	2.0%	1.8%	1.4%

(注1) 小数点第二位で四捨五入。

(注2) 「特定技能2号」の許可を受けて在留する者(8人)を含む。

制度見直しのイメージ図



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成にできない分野は育成就労の対象外。

(注2) 特定技能1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年(分野ごとに設定)を超えている
 - ・ 技能検定試験準級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

制度見直しの背景と概要①

外国人材がより一層重要に

➤ 我が国の労働力不足は深刻に。

- ✓ 2040年までに1200万人の生産年齢人口が減少。
- ✓ 総人口は年間100万人ペースで減少。
- ✓ 2100年には人口の4割が高齢者に。

※数値は11月までの推計
 (出典) 国土社会省「人口問題研究所『日本の将来推計人口(令和5年推計)』」
 人口動態会議「『人口ビジョン2100』- 安定的で、成長力のある『8000万人国家へ』 -」

➤ 技能実習生・特定技能外国人が、 経済社会の重要な担い手となって いる実態。

【表1】在留外国人数及び外国人労働者数(2023年概数)
単位:人

在留外国人数		約341万
技能実習生数	ベトナム	約20.3万
	インドネシア	約7.4万
	フィリピン	約3.6万
	中国	約2.9万
特定技能外国人数	ベトナム	約11.1万
	インドネシア	約3.4万
	フィリピン	約2.1万
	中国	約1.3万
【参考】外国人労働者数		約205万

(出典) 在留外国人数は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月4現在、暫定値)、外国人労働者数は厚生労働省「『外国人雇用状況』の概況状況」との(10月4現在)

各産業分野が生産性向上や国内人材確保のため最大限努力したとしてもなお人手不足となることは避けられず、特に地方経済・地方産業において、**外国人材がより貴重な労働力になっていくことは確実。**

国際的な人材獲得競争の激化

【表2】海外に移動する労働者数(フロー、割合)(注1)

送出国	時点	主要な移動先(国・地域)と日本				
		1	2	3	4	5
ベトナム	2018年	日本48.1%	台湾42.3%	韓国4.5%	-	-
	2022年	台湾41.5%	日本39.3%	韓国6.6%	-	-
インドネシア	2018年	マレーシア31.9%	台湾26.0%	台湾25.5%	シンガポール6.4%	韓国2.4%
	2022年	台湾29.9%	台湾26.6%	マレーシア21.5%	韓国5.8%	日本2.9%
中国	2018年	マカオ14.9%	日本8.0%	台湾7.2%	シンガポール6.4%	アルジェリア4.6%
	2021年	マカオ17.6%	台湾15.2%	シンガポール9.0%	インドネシア4.8%	パキスタン3.7%

表中の順位は小国高第2位を指す

【表3】低・中熟練外国人労働者の平均月給比較(2022年、円換算)(注2)(注3)

	平均月給
韓国(低熟練労働者、主に製造業)	27.1万円
日本(特定技能)	24.6万円
日本(技能実習)	21.2万円
台湾(低熟練労働者、製造業)	14.3万円
台湾(低熟練労働者、家庭内介護)	9.1万円

➤ 近隣諸国・地域(台湾、韓国)との競争が激化。

- ✓ 台湾・韓国が移動先上位に上昇、日本は相対順位が低下傾向。
- ✓ 低・中熟練外国人労働者の平均月給が最も高いのは、韓国。
- ✓ 台湾・韓国で、低熟練外国人労働者の受入れを拡大。

※台湾:2023年6月から低熟練外国人労働者の受入れを拡大。

韓国:低熟練外国人労働者の受入れ上限を2024年に過去最大の16.5万人に。

今後の国際的な人材獲得競争において我が国の外国人材の確保が困難になるおそれがあり、**我が国経済、特に地方経済・地方産業の深刻なリスクに。**

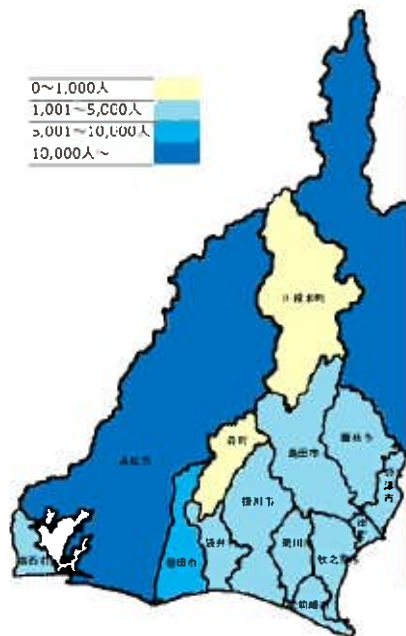
【注1】出典: ADBI・OECD・ILO「Labor Migration in Asia: Changing Profiles and Processes」(2023) (『移住労働者』を参照して)。その定義は各国により異なる。)から引用。中国は商務部「中国対外労働合作発展報告2019-2020、2022」。

【注2】調査データ: 日本: 厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」、韓国: 中小企業中央会「2022年外国人材雇用実態調査結果報告」、台湾: 労働部労働力発展課「111年6月移住管理及運用調査統計結果」、韓国外労働者受入れ委員会、また、韓国の低熟練労働者は在留資格「特定技能」(E-9)、台湾の低熟練労働者は「移住」。

【注3】レート: 日本・韓国: IMF「International Financial Statistics」、台湾: 『中華民国中央銀行統計』を基に作成。各国通貨の1USドル当たりの2022年平均レートを用いた(日本: 131.50円、韓国: 1,291.45ウォン、台湾: 29.777台湾ドル)。

静岡県における在留外国人の状況（2021年12月末時点）

市町別在留外国人数



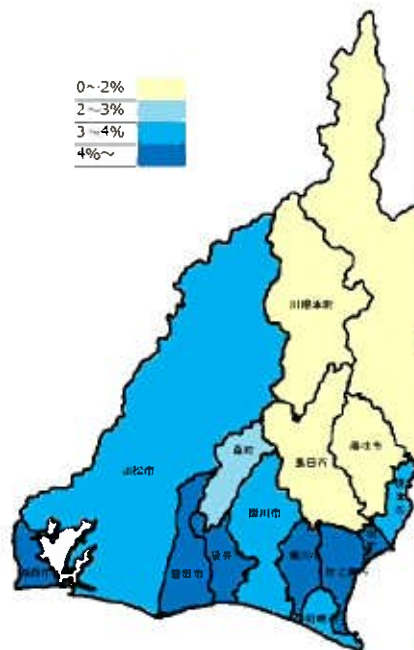
市町別在留外国人数 (2023年12月末時点)

第1位: 浜松市	29,717人
第2位: 静岡市	12,253人
第3位: 磐田市	10,053人
第4位: 富士市	6,991人
第5位: 袋井市	5,922人
第6位: 焼津市	5,649人
第7位: 沼津市	5,327人
第8位: 掛川市	5,205人
第9位: 湖西市	4,385人
第10位: 菊川市	4,032人

・市町別在留外国人数

第1位: 浜松市	25,712 (人)
第2位: 静岡市	10,825 (人)
第3位: 磐田市	8,659 (人)

市町別在留外国人数比率



市町別在留外国人数 の割合 (2023年12月末時点)

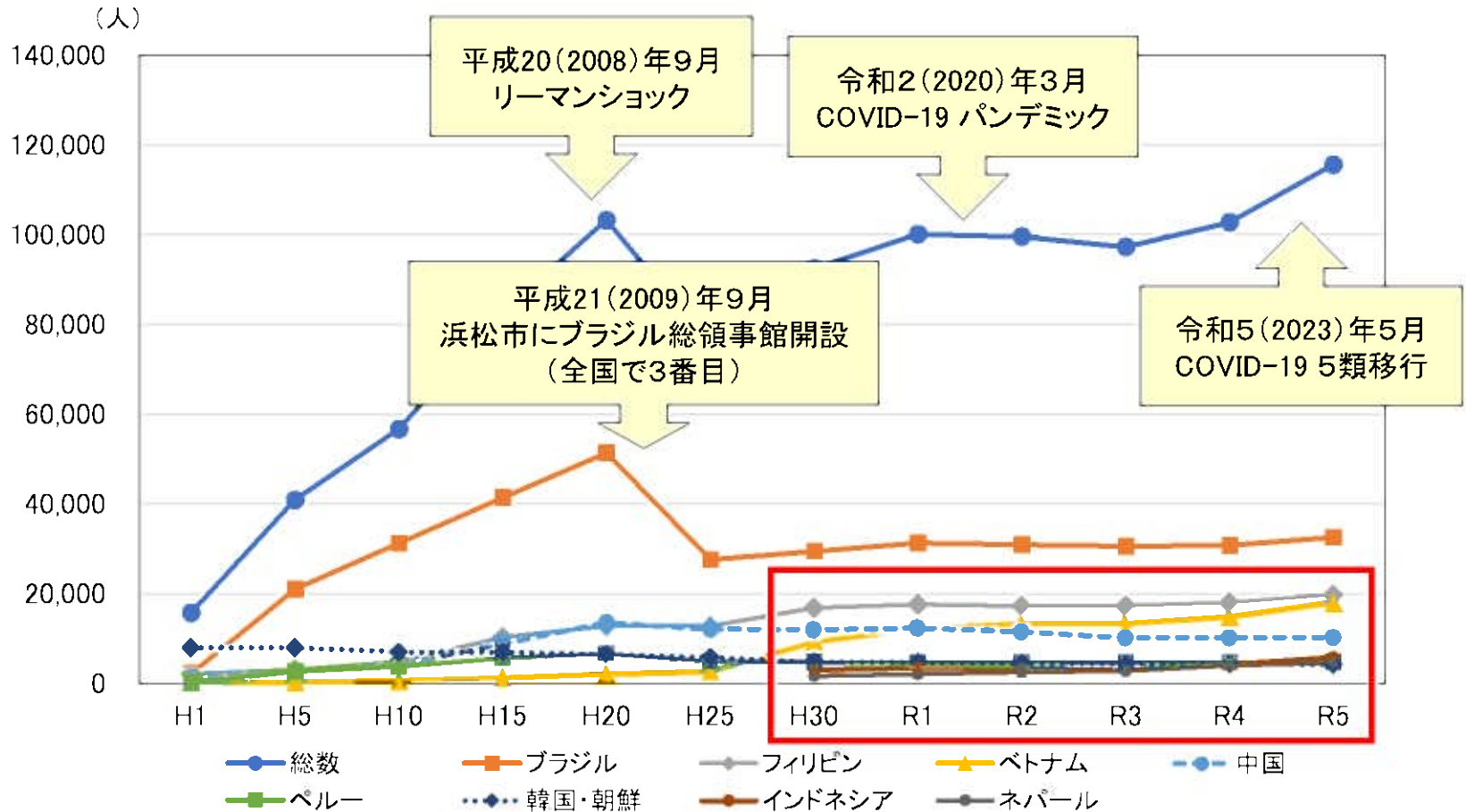
第1位: 菊川市	8.6%
第2位: 吉田町	8.5%
第3位: 湖西市	7.7%
第4位: 袋井市	6.7%
第5位: 牧之原市	6.6%
第6位: 磐田市	6.1%
第7位: 掛川市	4.6%
第8位: 清水町	4.5%
第9位: 焼津市	4.2%
第10位: 御前崎市	4.1%

・市町別在留外国人数の割合

第1位: 菊川市	7.80 (%)
第2位: 吉田町	6.50 (%)
第3位: 湖西市	6.19 (%)

【原図】静岡県くらし・環境部県民生活局多文化共生課「県内の在留外国人数の概要(令和3年12月末時点)」から引用
 [2023年12月末]e-Stat「在留外国人統計」(2023年12月)、統計センターしずおか「静岡県人口推計」(令和6年1月市区町別推計人口)を基に作成

静岡県における在留外国人数の推移（人数；総数、国籍・地域別/平成元年～令和5年）

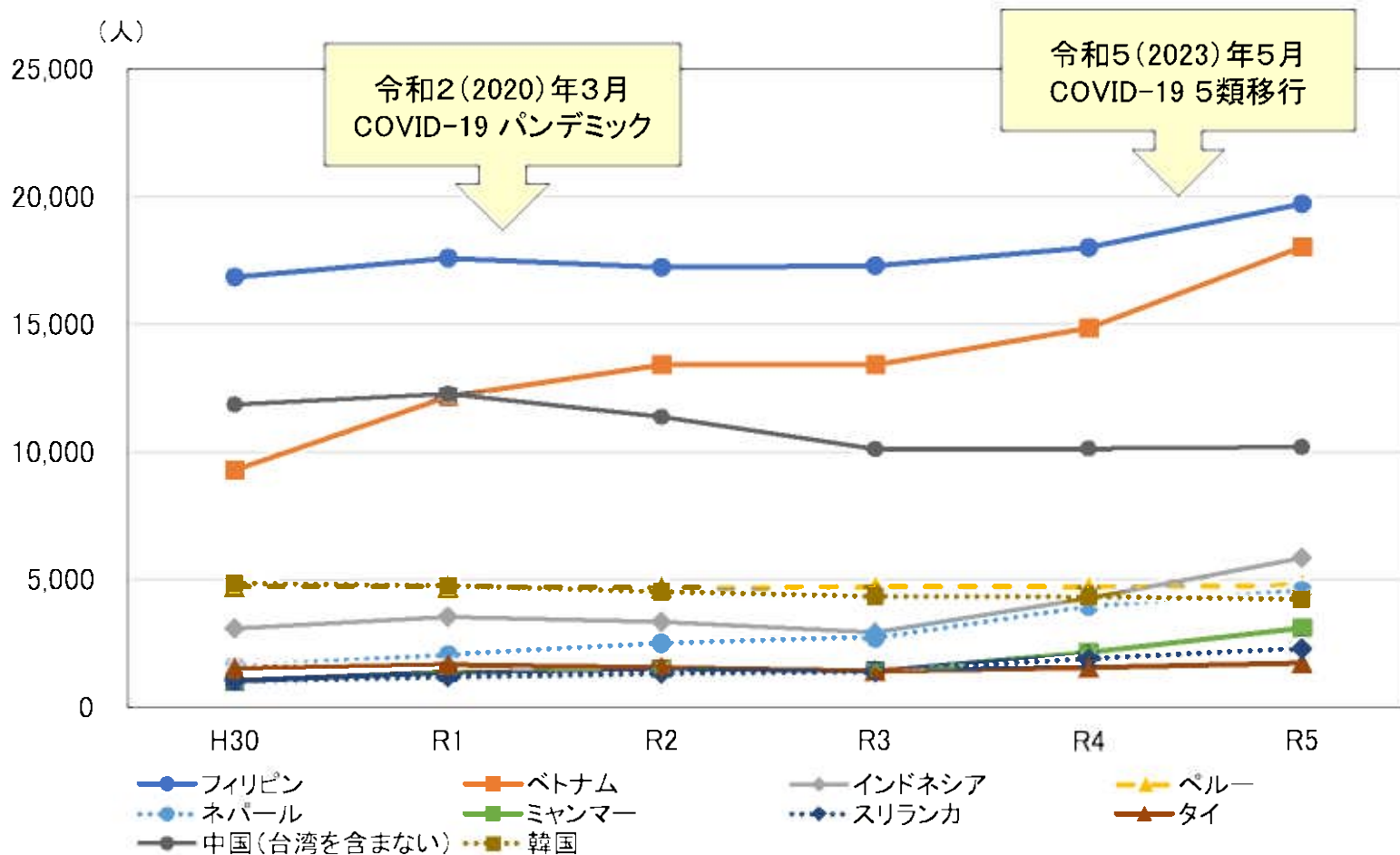


※ 各年12月末現在

※ 平成20年までの中国は台湾を含む。平成30年以降の韓国・朝鮮は韓国のみ。

静岡県くらし・環境部「令和4年度第2回多文化共生審議会」(令和5年3月9日開催)参考資料1 e-Stat「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」(各年12月)を基に作成

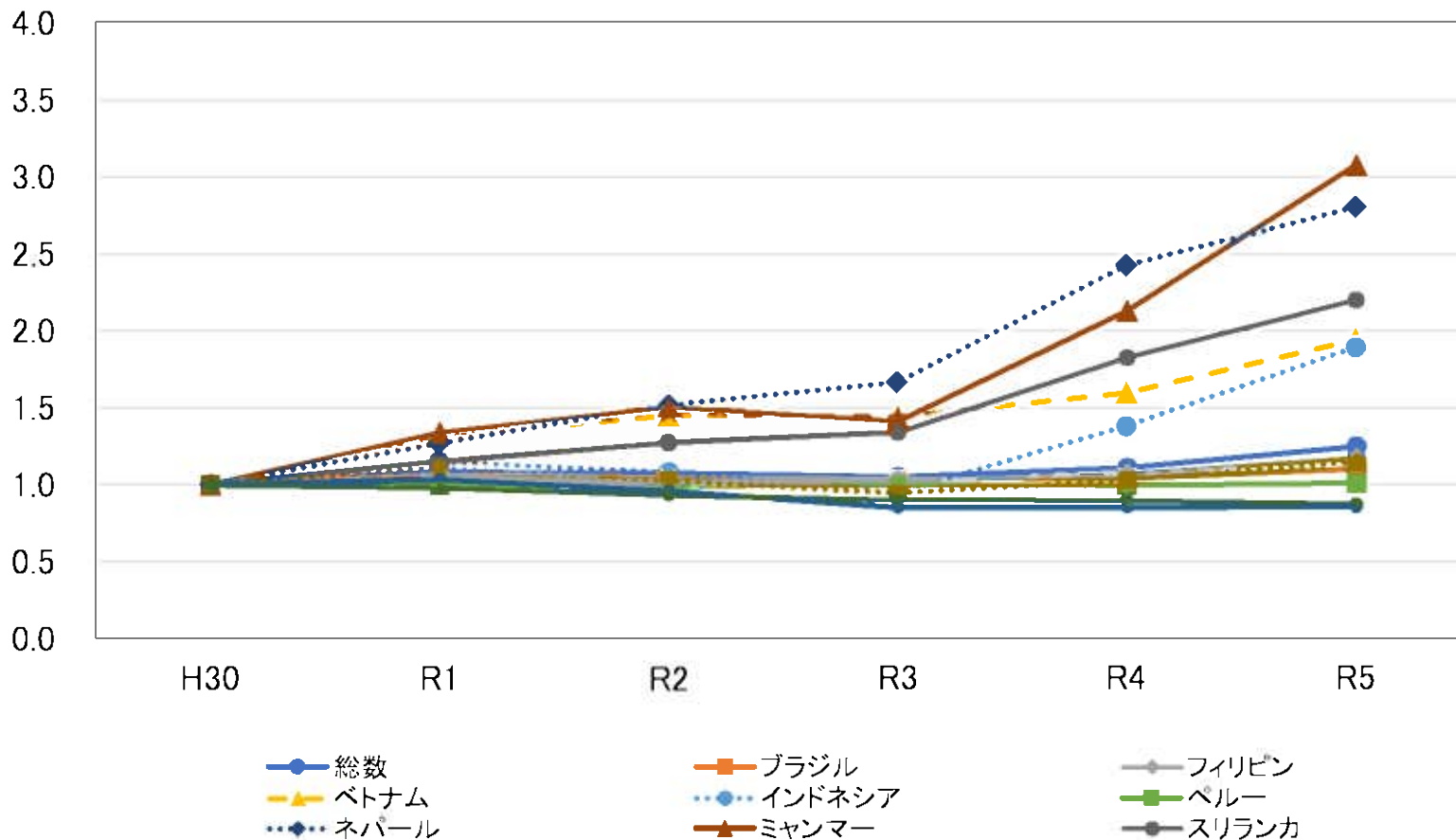
静岡県における在留外国人数の推移（人数；国籍・地域別／平成30年～令和5年）



※ 各年12月末現在

e-Stat:『在留外国人統計』(各年12月)を基に作成

静岡県における在留外国人数の推移（増減；国籍・地域別/平成30年～令和5年）



※ 平成30年 = 1.0

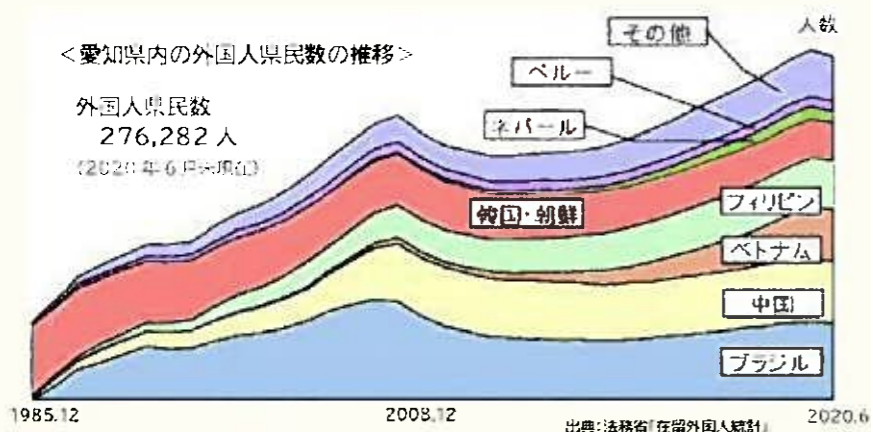
e-Stat:「在留外国人統計」(各年12月)を基に作成

1 愛知県の外国人の状況

愛知県内の外国人県民数は、2020年6月末現在、東京都に次いで2番目に多い約28万人となっています。

国籍別に見ると、多い順に、ブラジル、中国、ベトナム、フィリピン、韓国・朝鮮となっていますが、最近では、アジア圏を中心に多国籍化が一層進んでいます。

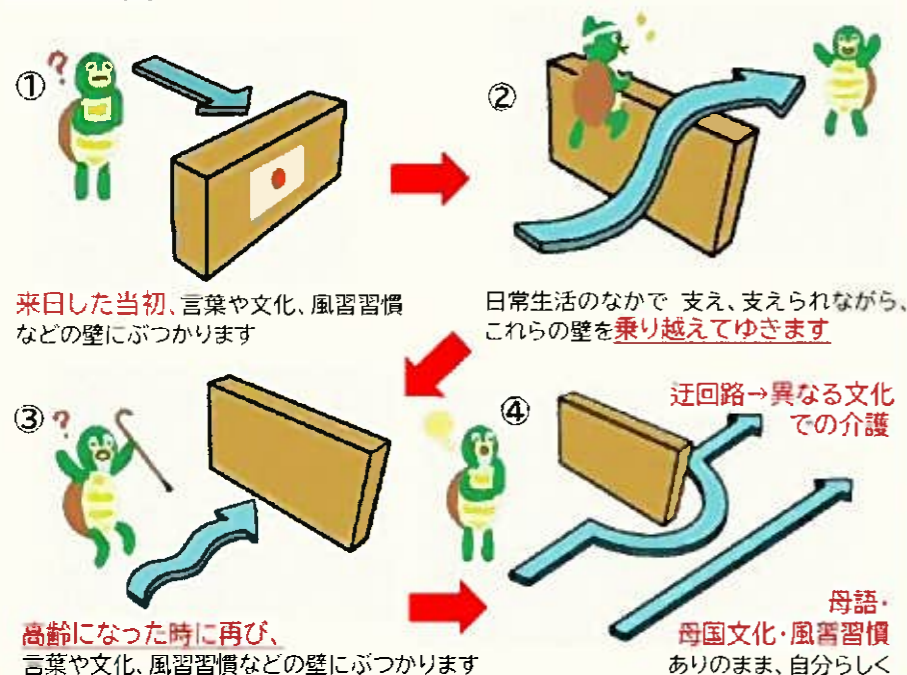
これからも日本でずっと暮らしていこうとする「永住者」の在留資格を持った外国人は右肩上がりに伸び続けています。外国人全体も増加傾向にある中、今後、外国人高齢者が増加していくことが予想されます。



2 外国人高齢者への介護について

外国人は、来日した若い時にも壁にぶつかりますが、高齢になり、要介護になった時にも「コミュニケーションの壁」「識字の壁」「食(味覚)の壁」「文化・習慣の壁」「心の壁」などの壁にぶつかります。しかし、若い時のように壁を乗り越えることはできません。

外国人高齢者と日本人高齢者が、ともに安心して老後生活を送れるようにするためには、外国人高齢者への介護に対する理解が必要になります。



5 外国人高齢者介護のポイント

(1) 歴史的・生活的背景への理解

外国人高齢者は様々な事情により、長い年月を日本で暮らしています。

⇒ そうした事情を理解した上でそれぞれの個性を尊重し、日本人の高齢者と同様に接することが大切です。

(2) 母語への配慮

高齢に伴う記憶力の低下によって、後から習得した日本語による意思疎通が困難になり、認知症などによる「母語がえり」によって母語しか話せなくなることもあります。

⇒ 必要に応じて通訳、翻訳アプリを有効に活用するなどして、コミュニケーションを適切に図ることが大切です。また、母語による語りかけは心の安らぎが得られ、精神面だけではなく身体面での健康状態の向上にも効果があります。

(3) 識字能力への配慮

国籍や生活環境によって学校教育を受けられずに、字の読み書きができない高齢者もいます。

⇒ 中には読み書きができないことにコンプレックスを感じている人がいることも意識しておく、契約時の手続や後のサービス提供において様々な対応がしやすくなります。

(4) 地域全体での支え合い

外国人高齢者の中には、介護制度自体を知らなかったり、制度を知っていても外国人は使えないと思ったりしている人がいます。

⇒ 制度からもれている人たちにも目を向け、地域全体で見守り、支えていくことが大切です。

(5) 異なる文化への配慮

外国人高齢者は、それぞれの国籍や民族に根ざした文化を持っています。日本人にとっての当たり前が、外国人高齢者にとってはそうでなかったり、高齢に伴って「母国の文化に回帰」する傾向(特に母国の味が恋しくなる傾向が強い)もあつたりします。

⇒ まず、こうした異なる生活習慣や文化に気づくことが必要であり、その上で配慮することが大切です。

＜異なる生活習慣・文化の例＞

- ・日本の童謡や昔の日本の歌・遊びを知らない
- ・生水や冷たいものを飲まない
- ・異性による入浴介助を避ける
- ・シャワーしか使わない
- ・浴槽の中で身体を洗う など



(6) 様々な主体の連携による協働

潜在的な介護ニーズを持つ高齢者の生活を把握し、必要とされる適切な介護サービスを過不足なく受けられるようにすることは、外国人高齢者の健康と尊厳を守る視点から大切です。

⇒ 福祉・保健機関や医療・介護機関、福祉系大学、外国人支援団体などの様々な主体が連携して、外国人に対する介護のネットワークを形成して取り組むことが必要です。

外国人高齢者：外国籍の高齢者のほか、帰化して日本国籍を取得した人など、日本国籍を有していながら外国につながる背景をもつ人も含めて「外国人高齢者」と定義します。

＜在留資格について＞

日本に住んでいる外国人は、原則として入管法(出入国管理及び難民認定法)に定める在留資格が付与されています。

在留資格によっては、日本人と同じ福祉サービス等を利用できない場合があります。介護保険証が手元がない等、利用の可否がわからないときは管轄窓口にご確認ください。



3 外国人高齢者の来日した経緯

日本に暮らす外国人高齢者は様々な文化的背景を持っており、来日した時期や経緯なども様々です。このような外国人が日本で長年暮らす中で生活の基盤が日本になり、日本で老後を迎えています。

1910年代

- 在日コリアン:戦前の日韓合併により朝鮮半島から来日し、戦後も日本に定住した韓国・朝鮮人

1980年代

- インドシナ難民:ベトナム戦争等により外国に逃避したベトナム・ラオス・カンボジアの難民
- 中国帰国者:旧満州国に移民し、終戦時に引き揚げることができず、中国に残らざるを得なかった人とその家族
- フィリピン人:主にエンターテイナーとして来日

1990年代

- 南米出身の日系人:戦前、南米のブラジルやペルー、アルゼンチンなどに移民した日本人の子どもとその家族

※他に、留学生、国際結婚、日本国籍を取得した人などもあります。

4 文化の違いの留意点

- ◆ 文化の違いに気づくのは難しいことです。例えば、理解するのが難しい行動をする高齢者がいた場合、すぐに認知症のせいにならず、文化の違いではないかと一旦判断を保留してみましょう。
- ◆ 実際に外国人に接すると、文化はルーツをもつ国ごとの違いだけでなく「人それぞれ」だと気づきます。経験や体験によっても、その人の文化は違って来るからです。
- ◆ そして、「同じであること」にも気がつきます。多くの人たちは、「幸せな老後を送りたい」と願っています。こうした共通している価値観をきっかけとして、わかり合うことができます。
- ◆ 言葉が通じなくても身振り手振りやイラスト・絵などを使ってコミュニケーションをとってみましょう。また、普段使われている日本語を外国人にもわかるように配慮した「やさしい日本語」も有効です。



6 多言語パンフレット

厚生労働省「介護保険制度について(40歳になられた方へ)」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10548.html

(対応言語) ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、日本語

愛知県「カイゴ ホケン KAIGO HOKEN」

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/koureisya-kaigo.html>

(対応言語) ポルトガル語、英語、中国語、フィリピン語、韓国・朝鮮語、日本語

名古屋市「外国語版介護保険制度パンフレット」

(対応言語) ポルトガル語、英語、中国語、ハングル語

7 相談窓口

介護保険を始め行政サービスや制度について相談したい場合には、市区町村の担当窓口にお問合せください。

その他の外国人に関する生活相談については下記までお問合せください。

◆あいち多文化共生センター 愛知県国際交流協会内

電話 052-961-7902

対応時間 月曜日～土曜日 10:00～18:00

(対応言語) ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語/タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、ミャンマー語



◆名古屋国際センター 情報サービスコーナー

電話 052-581-0100

対応時間 火曜日～日曜日 9:00～19:00

※言語によって対応できる曜日・時間が異なります。
(対応言語) 日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語



※各市町村の国際交流協会等の相談窓口もご利用ください。



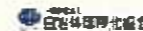
2021年2月発行

愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電話:052-954-6138(ダイヤルイン) FAX:052-971-8736
E-mail:tabunka@pref.aichi.lg.jp

企画・編集

外国人高齢者と介護の橋渡しプロジェクト
イラスト・デザイン 森田早紀
デザイン編集 Bri Asia 合同会社

※この事業は一般財団法人自治体国際化協会の助成事業により実施されました



～介護・福祉サービスに携わる皆さまへ～

外国人高齢者の介護 言葉と文化の壁を越えて

～誰もが自分らしく幸せな老後を暮らすために～



多文化共生社会とは

愛知県では、「国籍や民族などのちがいがいかかわらず、すべての県民が互いの文化的背景や考え方などを理解し、ともに安心して暮らし活躍できる地域社会」と定義しています。

